

障害年金を受給している人の手続きについて

■障害の程度が変わったとき

障害年金の額は、障害の程度によって異なります。そのため、障害の程度が重くなったときは、年金の額が増額されます。反対に軽くなったときは、年金の額が減額されるか支給停止されます。

年金額の変更は、定期的に提出いただいた診断書で自動的に行いますが、障害の程度が重くなったときは、その旨を申し立てることもできます。この場合は「障害給付額改定請求書」の提出が必要です。請求書には、医師が作成した診断書を添付してください。



■障害の程度が軽くなり年金を受ける程度でなくなったとき

障害の程度が軽くなり、年金を受ける程度でなくなったときは、年金が支給停止となります。この場合は「障害給付受給権者 障害不該当届」の提出が必要です。

■ふたたび障害の程度が重くなったとき

障害の程度が軽くなり年金が停止されていた方が、65歳に達するまでに障害の程度が重くなり、障害年金を受けられる程度になったときは、ふたたび年金を受けられるようになります。この場合は「老齢・障害給付受給権者支給停止事由消滅届」の提出が必要です。届書には、医師が作成した診断書を添付してください。

■請求書・届書の提出先

お近くの年金事務所等に提出してください。また、障害基礎年金のみを受けている方は、市区町村役場の窓口でも提出できます。

このほかにも、生活に変化がある場合、手続きが必要になることがありますので、詳しくはお問い合わせください。

■お問い合わせ

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp>

旭川年金事務所

年金の加入手続き、納入相談など

☎0166-27-1611

年金相談の予約など…

☎0166-72-5004

税務住民課年金担当

☎4-2511

内線116・117

☆4-251103

自衛官募集

	予備自衛官補一般 (男・女)	予備自衛官補技能 (男・女)
応募資格	18歳以上33歳以下 (2019年7月1日現在)	18歳以上54歳以下で国家免許資格等を保有する者 (2019年7月1日現在)
受付期間	受付中～平成31年4月12日(金)まで	
試験日	平成31年4月20日(土)～平成31年4月24日(水) ※いずれか1日を指定されます。	
試験会場	旭川	

興味のある人、詳しい説明を聞きたい人は、お気軽に下記までご連絡ください。

■応募・お問い合わせ

自衛隊旭川地方協力本部 名寄出張所

☎01654-2-3921

※受験申し込みは役場総務課でも対応いたします。

☎4-2511内線222 ☆4-251101

